

2003年6月3日

消費税の総額表示への対応について

税制等対策特別委員会
社団法人 日本書籍出版協会
社団法人 日本雑誌協会
社団法人 日本出版取次協会
日本書店商業組合連合会

はじめに

平成 15 年度税制改正に伴う消費税法の改正で、中小事業者の特例措置、申告納付制度の見直しとともに、新たに消費税法で事業者が消費者に対して価格をあらかじめ表示する場合には、消費税額を含めた支払総額を表示することが 2004 年 4 月 1 日から義務付けられました。

価格を表示する事業者は、消費税法では消費者に資産等を譲渡する事業者ですが、再販出版物の場合は再販契約上、出版社が定価を表示し、再販価格を指示していますので、実質的に出版社が責任を持つこととなります。

当特別委員会は、この消費税の総額表示への対応にあたり、現行の価格表示を継続できること、出来るだけ手間と費用が掛からない方法とすることを前提とし、財務省等との打合せを含め検討を行い、再販出版物の価格表示等のガイドラインをまとめました。

このガイドラインは、出版社、取次会社、書店における消費税の総額表示への適切な対応の参考資料として当特別委員会でまとめたものですので、趣旨をご理解の上それぞれで対応していただきたいと存じます。

・現行方式を継続する項目

1. 価格表示

(1) 再販出版物の価格表示 (書協・雑協税制専門委員会 1996.7.30 及び 1997.2.13)

雑誌 定価 1050円(本体1000円)

書籍と同様な本体価格のみの表示もある。

書籍 定価 本体1000円(税別)

定価 (本体1000円+税)または 定価 本体1000円+税

定価 1050円(本体1000円)

上記、本体部分を本体1000円とする方法もある。

* 本体価格の表示は、書店のレジ対応からも必須である。

(2) コードの価格表記 現行通りの表記

ISBN

ISBN 4 - - - C/D

C ¥ × × × × E (¥ = 本体価格)

書籍 JAN コード

1 段目 9 7 8 XXXXXXXXXX C/D

2 段目 1 9 2 CCCC ¥ ¥ ¥ ¥ ¥ C/D (¥ = 本体価格)

共通雑誌コード

T 1 1 - I I I I I - V V - P P P - C/D

* 共通雑誌コードは、2004 年 6 月から新コード体系に変更。

(3) 端数処理については、円未満を「四捨五入」とする。

2. 取引基準 事業者間は本体取引を継続

(1) 取引計算は、現行どおり本体価格で行う。

(2) 納品書、返品伝票、請求書等の帳票類は本体価格で表示し、消費税は別途表示し一括して請求する。

・2004 年 4 月 1 日以降対応を要する項目

1. 新聞・雑誌広告等の価格表示 2004 年 4 月 1 日以降は総額表示

(1) 広告等の価格表示

新聞・雑誌等における書籍・雑誌の広告等の価格表示は、総額（消費税を含めた価格）の表示が必要。書籍・雑誌の場合、定価 円（「総額である」旨の表示は必要ない）

(2) 出版目録、内容見本等の価格表示

価格表示は、総額の表示が必要。

(3) ホームページ等で読者に提供する出版情報 データの交換は本体価格

価格表示は、総額の表示が必要。

2. 新刊・増刷、既刊書等の価格表示

・読者が一見して、総額が分かることが必要。

(1) 新刊・増刷の価格表示

表紙、カバー、帯（オビ）、スリップ等による総額の表示が必要。いずれかの方法によるかは、各出版社の判断による。

スリップに総額を表示

例．定価 1050 円、定価 1050 円 又は税 5%

例1. スリップの「ボーズ」部分に表示

定価 1050 円	帯	書 名	定価 1050 円 (本体 1000 円+税 5%)
	表紙		
取次・書店名	ISBN 4 - - - C/D C ¥ 1000 E		

例2. スリップの「ボ - ズ」部分以外に表示

定価 1050 円	帯	書 名	定価 1050 円 (本体 1000 円+税 5%)
	表紙		
取次・書店名	ISBN 4 - - - C/D C ¥ 1000 E		

* 帯(オビ)などを付ける場合は、帯(オビ)などに総額を表示することが望ましい。

スリップがない場合の価格表示

スリップのようなものを挟みこんで、総額を表示。

定価 1050 円	書名「 」の総額(本体 1000 円+税 5%)	社 名
-----------	--------------------------	-----

(2) 既刊書の価格表示

新刊・増刷の価格表示に準ずる。何らかの方法で総額の表示が必要。

3. 新・旧価格表示本の混在

スリップ等による総額表示への移行は、新刊、増刷、常備寄託品の入れ替えなど可能なものから随時実施する。

法施行時(2004年4月1日)に、特別委員会が店頭ポスター等を作成、店頭に掲示し、読者に案内する。

4. 税率変更への対処

今後も、軽減税率又は税率の据え置き等を含めて要望する。

消費税法

第63条の2(価格の表示) 事業者(第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務を免除される事業者を除く。)は、不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等(第7条第1項、第8条第1項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この条において同じ。)を行う場合(専ら他の事業者に課税資産の譲渡等を行う場合を除く。)において、あらかじめ課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の価格を表示するときは、当該資産又は役務に係る消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含めた価格を表示しなければならない。(平成16年4月1日施行)

*対象となる価格表示は、商品本体による表示(商品に添付又は貼付される値札等)店頭における表示、チラシ・新聞・テレビ・インターネット等による広告あるいは商品カタログなどによる表示で、あらかじめ消費者に対して行われる商品・サービス等の価格表示を対象とするものであり、どのような表示媒体によるかを問わず、総額表示義務の対象となる。また、価格表示される場面としては、商品等の選択時と代金の決済時があるが、総額表示の対象となるのは、商品等の選択時の価格表示である。レシート(領収書)や請求書などの表示はこれまでどおりの表示であっても差し支えない(財務省資料から)。

以上

【問合せ先】

社団法人日本書籍出版協会 162-0828 新宿区袋町6
03(3268)1305 Fax03(3268)1196
社団法人日本雑誌協会 101-0062 千代田区神田駿河台1-7
03(3291)0775 Fax03(3293)6239
社団法人日本出版取次協会 101-0062 千代田区神田駿河台1-7
03(3291)6763 Fax03(3291)6765
日本書店商業組合連合会 101-0062 千代田区神田駿河台1-2
03(3294)0388 Fax03(3295)7180